

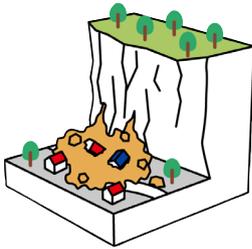
土砂災害警戒区域等の指定

市は、これまで土砂災害が発生するおそれのある区域について、赤平市防災マップなどでお知らせしてきました。

北海道も、これらの区域について現地調査を行ない、危険の周知・警戒避難体制の整備・一定の開発の制限による住宅などの新規立地を抑制するために、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

このたび、北海道による現地調査が終了し、新たに土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定される予定です。

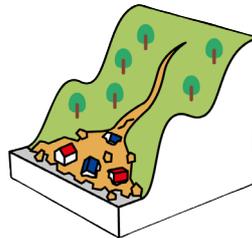
次のような土砂災害が発生するおそれがあるところが指定されます



がけ崩れ

水分を多く含んだ急斜面が突然崩れ落ちる現象です。

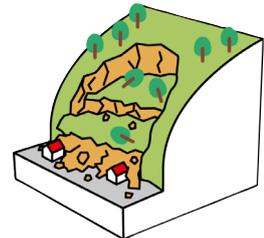
地震で起こることもあり、速いスピードと大きな破壊力を持っています。



土石流

谷や斜面にたまった土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象です。

スピードが速く、破壊力も大きいです。



地すべり

やや傾斜のゆるい斜面が、地下水などの影響により広い範囲にわたって塊のまま動く現象です。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

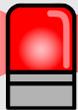


◎警戒避難体制の整備【市町村など】

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速にできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備として防災マップの作成や防災無線などが整備されます。



土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)



◎特定の開発行為に対する許可制

宅地分譲や要配慮者利用施設のための建築行為は、基準に従ったものに限り、許可されます。

→北海道が許可を出します

◎建築物の構造規制

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、想定される衝撃などに対して建築物の構造が安全であるかどうかを確認します。

→北海道または市町村などが建築の確認をします



現地調査終了箇所(未指定地域)

がけ崩れ(急傾斜地)

| No. | 箇所名 | No. | 箇所名 |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 1 | 宮下町 2 丁目 | 24 | 東豊里町13 |
| 2 | 平岸桂町 | 25 | 東豊里町14 |
| 3 | エルム町 1 | 26 | 東豊里町15 |
| 4 | 住吉町 1 | 27 | 東豊里町16 |
| 5 | 住吉町 2 | 28 | エルム町 2 |
| 6 | 昭和町 6 丁目 1 | 29 | 茂尻本町 2 丁目 1 |
| 7 | 昭和町 6 丁目 2 | 30 | エルム町 3 |
| 8 | 昭和町 6 丁目 3 | 31 | エルム町 4 |
| 9 | 昭和町 6 丁目 4 | 32 | 平岸東町 1 丁目 |
| 10 | 茂尻元町北 6 丁目 1 | 33 | 共和 2 |
| 11 | 茂尻元町北 5 丁目 | 34 | 幌岡 2 |
| 12 | 共和町 1 | 35 | 幌岡 3 |
| 13 | 北文京町 3 丁目 | 36 | 茂尻元町北 6 丁目 4 |
| 14 | 東豊里町 3 | 37 | 豊里 2 |
| 15 | 東豊里町 4 | 38 | 東豊里町17 |
| 16 | 東豊里町 5 | 39 | 東豊里町18 |
| 17 | 東豊里町 6 | 40 | 東豊里町19 |
| 18 | 東豊里町 7 | 41 | 幌岡 4 |
| 19 | 東豊里町 8 | 42 | 東豊里町20 |
| 20 | 東豊里町 9 | 43 | 東豊里町22 |
| 21 | 東豊里町10 | 44 | 平岸新光町 3 丁目 |
| 22 | 東豊里町11 | 45 | 平岸仲町 2 丁目 |
| 23 | 東豊里町12 | | |

土石流

| No. | 箇所名 | No. | 箇所名 |
|-----|------------|-----|--------------|
| 1 | 住吉右 4 の沢川 | 25 | 豊里 2 号沢川一の沢川 |
| 2 | 住吉右 1 の沢川 | 26 | 豊里 2 号沢川二の沢川 |
| 3 | 村田の沢川 | 27 | 豊里 2 号沢川三の沢川 |
| 4 | 住吉前田の沢川 | 28 | 豊里 2 号沢川四の沢川 |
| 5 | 住吉 2 の沢川 | 29 | 大崎の沢川 |
| 6 | 公園の沢川 | 30 | 豊里の沢川 |
| 7 | 住友事務所の沢川 | 31 | 豊里の沢川下の沢川 |
| 8 | 神社の沢川 | 32 | 幌倉川 |
| 9 | 五股三の沢川 | 33 | 岩井の沢川 |
| 10 | 五股四の沢川 | 34 | 西英寺沢川 |
| 11 | 平和橋の沢川 | 35 | 前田の沢川 |
| 12 | 治山ダム沢川 | 36 | 富士の川 |
| 13 | 渡辺の沢川 | 37 | 竹重の沢川 |
| 14 | 平岸中央公園沢川 | 38 | 百戸町右 2 の沢川 |
| 15 | 庄司の沢川 | 39 | 百戸町右 1 の沢川 |
| 16 | 横山の沢川 | 40 | エルム町右13の沢川 |
| 17 | 二号橋沢川 | 41 | エルム町右12の沢川 |
| 18 | 四号橋沢川 | 42 | エルム町右10の沢川 |
| 19 | エルム町 2 の沢川 | 43 | エルム町右 9 の沢川 |
| 20 | 山田の沢川 | 44 | エルム町右 8 の沢川 |
| 21 | エルム町 1 の沢川 | 45 | エルム町右 7 の沢川 |
| 22 | 谷口の沢川 | 46 | エルム町右 6 の沢川 |
| 23 | 佐々木の沢川 | 47 | エルム町右 5 の沢川 |
| 24 | 豊里 2 号沢川 | 48 | エルム町右 4 の沢川 |

地すべり

| No. | 箇所名 |
|-----|-------|
| 1 | 豊里 |
| 2 | 桜木 |
| 3 | 幌岡(1) |
| 4 | 幌岡(2) |
| 5 | 豊里第三 |
| 6 | 赤間 |
| 7 | 桜木(2) |

調査結果について
ご意見は
ありませんか？



閲覧・意見募集期間

12月28日(月)まで(平日 8時30分～17時00分)

※12月17日(木)、18日(金)は市役所 2 階第 3 会議室
で、13時～16時30分の間、北海道の職員による
説明を受けることができます。

閲覧場所

市役所総務課防災対策係の窓口

※調査結果に対するご意見などは、北海道と協
議を行なう際の参考とします。ご意見には「住
所」、「氏名」、「連絡先」を添え、メールやファッ
クスなどでご提出ください。

今後のスケジュール

- ①指定予定箇所の閲覧(詳しい位置などは市役所防災対策係にある図面で確認できます)
- ②土砂災害警戒区域等の指定を告示(北海道)
- ③土砂災害警戒区域等の指定

※所定の手続きを経て、2月以降に告示及び
指定がされる予定です。指定されましたら
改めてお知らせします。

提出・問合せ

空知総合振興局 札幌建設管理部
滝川出張所 治水担当 ☎22-3434 ☎22-3436
✉satsudoboku.takikawal@pref.hokkaido.lg.jp

赤平市役所 総務課防災対策係
☎32-2211(内線332) ☎32-5033
✉soumu@city.akabira.hokkaido.jp